

神崎町・大河内町合併協議会公印に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神崎町・大河内町合併協議会における公印の管理及び使用等について必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類及び保管者)

第2条 公印の種類は、会長印及び会長職務代理者印とし、その管理者は、事務局長とする。

2 公印管理者が不在のときは、事務局次長が代理する。

(公印のひな形及び寸法)

第3条 公印のひな形及び寸法は、別表のとおりとする。

(公印の管理)

第4条 公印管理者は、公印を厳正に取扱い、使用しない場合は、堅固な容器に納め、原則として錠を施さなければならない。

2 公印は、特に公印管理者の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。

3 公印管理者は、公印台帳(様式第1号)を備え、公印の種類、用途及び印影、その他必要な事項を登録しておかなければならない。

(公印の調整、改刻及び廃棄等)

第5条 公印管理者は、公印を調整し、改刻し、又は廃棄する必要があると認められた場合は、会長に公印の調整等の承認を受けなければならない。

2 公印管理者は、公印の盗難、紛失、偽造等の事故があったときは、直ちにその旨を会長に報告しなければならない。

(公印の使用)

第6条 公印を使用するときは、公印管理者に決裁文書を提示し、その承認を受けた後押印するものとする。

2 公印管理者は、前項の決裁文書がないときは、公印使用簿(様式第2号)に使用目的等の必要事項を記載しなければならない。

(公印の刷り込み)

第7条 公印は、特に必要があると認められるときは、印影を印刷することが

できるものとする。ただし、公印の刷り込みをする場合は、公印管理者を経て会長の承認を受けなければならない。

附 則

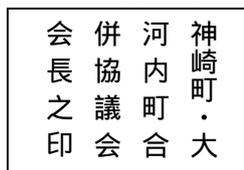
この規程は、平成16年2月4日から施行する。

別 表（第3条関係）

公印のひな形及び寸法

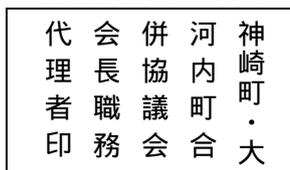
1 職 印

会 長 印



正方形24×24ミリ

会長職務代理者印



正方形24×24ミリ

